

加古川市上下水道局設計委託業務の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱

平成 17 年 11 月 29 日
管 理 者 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市上下水道局が競争入札（以下「入札」という。）により工事を伴う設計委託業務（以下「設計委託業務」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とするか否かを決定する基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 最低制限価格制度を適用する設計委託業務は、設計金額が 1 3 0 万円を超える工事を伴う業務の委託とする。

(低入札基準価格及び最低制限価格)

第 3 条 第 1 条に定める落札者とするか否かを決定する基準は、低入札基準価格及び最低制限価格とする。

(低入札基準価格の算定方法)

第 4 条 低入札基準価格は、設計委託業務ごとに業務担当課長が、次の各号に掲げる業務に応じて、当該各号により算定した割合（予定価格算出の基礎となる各号に掲げる額の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合をいう。）を予定価格に乗じて得た額とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

(1) 土木事業に係る設計委託業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(2) 建築事業に係る設計委託業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(3) 前 2 号の規定を適用することが適当でないと認められる設計委託業務については、10 分の 6 から 10 分の 8 の範囲内で業務担当課長が定める割合とする。

(最低制限価格の算定方法)

第 5 条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格を平均した数値に 10 分の 9.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、算出した最低制限価格が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に10分の6を乗じて得た額を下回る場合は、当該入札における有効な全入札価格を平均した額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を最低制限価格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効な入札参加者が1者の場合は、低入札基準価格に10分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）をもって最低制限価格とする。

ただし、算出した最低制限価格が入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額を下回る場合は、当該入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額を最低制限価格とする。

（適用方法）

第6条 低入札基準価格及び最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。
 - (2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。
 - (3) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。
- 2 前項第3号に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）に対して、前項の規定を適用し、次順位者が落札者となるまで繰り返し準用する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成28年11月1日以後に公告した設計業務について適用し、同日前に公告した設計業務については、なお従前の例による。
（施行期日）
 - 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成29年9月1日以後に公告した設計業務について適用し、同日前に公告した設計業務については、なお従前の例による。
（施行期日）
 - 1 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成29年10月16日以後に公告した設計業務について適用し、同日前に公告した設計業務については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成31年10月1日以後に引き渡しを受ける設計委託業務について適用し、同日前に引き渡しを受ける設計委託業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、令和5年4月1日以後に公告した設計業務について適用し、同日前に公告した設計業務については、なお従前の例による。